

議 第 5 1 号

令和 4 年 2 月 1 6 日提出

熊本市九州自然歩道利用拠点施設条例の一部改正について

熊本市九州自然歩道利用拠点施設条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市九州自然歩道利用拠点施設条例の一部を改正する条例

熊本市九州自然歩道利用拠点施設条例（平成 1 3 年条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びに」を「、」に改め、「振興」の次に「並びに森林環境教育等の推進」を加える。

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 森林の有する機能の学習並びに森林及び木材を活用した体験活動に関すること。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

熊本市九州自然歩道利用拠点施設が行う事業を拡充するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。